本学会の特質は "実践者と研究者の協働"

本学会は、保健医療分野のソーシャルワーカー と研究者が協働して、この分野の社会福祉学を確 立し、その実践・研究の発展に寄与することを目 的として1991年に設立されました。

設立当初から一貫して「実践の重要性」が共有 され、実践につながる研究を大切にしてきました。 例えば、毎年開催される学会大会では「事例部会」 を定例化し、現場から提供される渾身の事例と丁 寧に向き合います。そこでは、研究方法論やソー シャルワークにおける本質的概念、最近の課題等 の議論を通してクライアントに限りなく近づき、 支援にかかわる者が持つべき視点、果たすべき役 割等を深く問いかけます。本学会の特質の一つと 言えます。

さらに、社会福祉学はもとより、家族心理学、 文化人類学、生命倫理学、医学、法学、脳神経医 学等の第一線でご活躍の講師をお招きし、人間や 社会への洞察を深めつつ、個から社会につながる 実践・研究への視座を広げます。一部はホームペー ジに掲載している学会誌からもご覧いただけます。

このように、実践者と研究者が志高く共に学び 合う本学会に多くの方のご参加をお願いしたくご 案内申し上げます。



一般社団法人 日本保健医療社会福祉学会

Japan Society of Social Work in Health



〒555-0001 大阪府大阪市西区十佐堀1丁目4-8 日栄ビル703A あゆみコーポレーション内

> 一般社団法人 日本保健医療社会福祉学会 事務局 電話: 06-6441-5260 FAX: 06-6441-2055

e-Mail: jsswh@a-youme.jp



保健医療分野のソーシャルワークの実践と研究をつなぐ

本会の目的

本会は、保健医療分野のソーシャルワーカーと 研究者が共同して、この分野における社会福祉学 を確立し、その実践・研究の発展に寄与すること を目的とする。



主な事業活動

- 1. 日本保健医療社会福祉学会大会をはじめとする学 術集会、セミナー等の開催
- 2. 学会誌「保健医療社会福祉研究」の刊行
- 3. 保健医療分野におけるソーシャルワークの実践的 研究の推進のための事業
- 4. 保健医療分野におけるソーシャルワーク及び社会 福祉学の研究及び教育の推進のための事業
- 5. 保健医療分野におけるソーシャルワーカーの生涯 教育体制及び資格の検討及び推進のための事業
- 6. 関連学術団体との連携及び協力
- 7. 国際交流
- 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

学会概要

日本保健医療社会福祉学会は保健医療分野における ソーシャルワーカーの実践的研究の推進、保健医療分 野における社会福祉学・ソーシャルワークの研究・教 育の推進、生涯教育体制の確立および保健医療分野に おける社会福祉学・ソーシャルワーカーの資格の研究・ 検討を目的として、1991年に設立されました。

2019年4月には一般社団法人として新たなスタートを切りました。社会福祉・ソーシャルワークの研究者、教育者とソーシャルワークの実践者が協力をして学会活動を進めており、日本学術会議協力学術研究団体としても認められています。また救急認定ソーシャルワーカー認定機構の構成団体としての役割を担っています。

入会方法

- 入会を希望される方は所定の用紙に記入の上、事務 局までFAX、郵送またはメール添付してください。
- 学会規約に則り理事会で審議の上、入会について決定させていただきます。
- 申込用紙は、本会ホームページにてダウンロードできます。

入会資格

正会員【年会費9,000円】

本会の目的に賛同する以下のいずれかの条件に該当する個人で、理事会の承認を得たものとする。

- (1) 保健医療分野におけるソーシャルワーク又は社会福祉学の研究歴がある者
- (2) 保健医療分野のソーシャルワーカーその他の相談援助職の2年以上の経歴を有し、かつ次のいずれかの条件をみたす者 ① 社会福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 一定以上のソーシャルワークの実践歴があると理事会が認めた者
- (3) 関連する学術の分野で、研究歴がある者で、理事会が (1)と同等と認めたもの
- (4) その他(1)から(3)までと同等と理事会が認めた者

準会員【年会費7,000円】

次のいずれかの条件を満たす個人で、理事会の承認 を得たものとする。

- (1) 短期大学、大学、大学院又はこれらに準ずる学校において社会福祉に関する課程に在学中の者
- (2) 保健医療分野のソーシャルワーカーその他の相談援助職で、正会員の要件をみたさない者
- (3) その他(2)と同等と理事会が認めた者

賛助会員【年会費─□10,000円(一□以上)】

本会の目的に賛同し、理事会の承認を受けた個人または団体とする。